

# 子どもなんでも相談室



## ◆子どもの気になる様子「かんしゃく」

子どものかんしゃくで困ったことはありませんか？

かんしゃくは、激しい発作的な怒りの一種です。自分の思いどおりにならなかったとき、泣いたりわめいたり、床に寝転んで暴れたりなどして、激しい怒りや不機嫌さを表現する状態を言います。激しい興奮状態になるため、ときとして吐きもどしたり、頭を床にぶつけたりする場合があります。どの子どもにもかんしゃくはある程度みられ、成長するにつれて減っていきます。

かんしゃくへの対応は、子どもがなぜかんしゃくをおこしているのか理由を見つけることが大切です。子どもがどんなことをしたいと思ったのか、何を伝えなかったのかわかれば、対応することができます。「どうしたの？ つらかったの？」と声をかけるだけで気持ちが落ち着く場合もあります。

しかし、子どもの要求をそのまま聞くことが望ましくない場合があります。例えば、言いなりに子どもが欲しいおもちゃを買ってしまうと、

子どもは「こうすると、自分の思いどおりになるんだ」と学習する場合があります。そうすると、かんしゃくがエスカレートする場合がありますので、言うことを聞くことが、子どものためにならないときは、「これが欲しいんだね。つらいね」と声をかけ、叱らず、手を出さず、待ちましょう。子どもが諦め、落ち着いたら「よくがまんできたね」と褒めましょう。子どもの気持ちは受け止めながら、してはいけない行動は認めない態度が大切です。

ただ、かんしゃくが多すぎる、あるいはきつすぎて心配になったときは、子どもに関わっている先生や、お医者さん、子どもに関する相談機関などに相談するとよいでしょう。

(参考：『子どものこころ百科』東山紘久 創元社)

☎ 健康推進課 (愛知川庁舎)  
子育て世代包括支援センター  
☎0749-42-7661



みんなで  
ささえる

## 介護保険



### 65歳以上の皆さんへ 介護保険料納入通知書を発送します

6月中旬に、介護保険料の納入通知書（本算定決定通知書）および納付書を被保険者へ郵送し、今年度に納めていただく年度の介護保険料額をお知らせします。保険料の納付方法は、特別徴収（年金からの天引き）もしくは、普通徴収（口座振替または納付書）のどちらかです。

※特別徴収の方および普通徴収で口座振替を利用されている方には納付書は同封しておりません。

#### ○特別徴収となる人

高齢（退職）・遺族・障害年金が年額18万円以上の人。年金支給月（年6回）に年金から天引きさせていただきます。

#### ○普通徴収となる人

年金が年額18万円以下の人や年度中に65歳に到達する人、年度途中で転入された人などです。年額を10回（6月から翌年3月）に分けて納めていただき、納期限は、納付月の末日（末日が休日の場合翌営業日）です。支払い忘れを防ぐため、便利で確実な口座振替をご利用ください。

☎ 福祉課 (愛知川庁舎) ☎0749-42-7691



## 男女共同参画

—できることから始めよう!! 男女に築く 愛のまち—

### 男性の生きづらさとは—G-NETしがのコラムから—

男女共同参画社会を実現するためには、性別による役割分担意識の解消や、長時間労働の抑制などの働き方の見直しによって男性が抱える生きづらさをなくすことで、男性にとっても地域や家庭へ参画しやすい環境づくりが求められます。

滋賀県立男女共同参画センター“G-NETしが”では、男性だからこそその生きづらさや悩みについて、男性相談員によるコラムをホームページ上で掲載しています。

男性の立場・視点から理解を深めていただけるよう、今回はコラムの一部をご紹介します。



Q. 男性に生きづらさはない？

A. 2人に1人の男性が生きづらさを抱えている。

近年、男性の生きづらさについて、テレビや雑誌等のメディアで取り上げられるようになりました。何をそんなに生きづらいのかと思われる方もいるかもしれませんが、理由として「男として求められている役割」「男らしさの幻想」などが挙げられています。一昔前は「男性は仕事」をしていればいい、という考え方が一般的でしたが、最近では「ワークライフバランス」「イクメン」という言葉に象徴されるように仕事以外の役割も求められてきています。しかし、これまで同様、「仕事も完璧にしなければならぬ」「一家を男性が支えなければならぬ」という考えも変わらず持ち合わせているのです。

“G-NETしが”では男性（臨床心理士）による男性相談を行っています。ひとりで悩まず、☎0748-37-8739（男女共同参画相談室総合相談）までご連絡ください。

出典：滋賀県立男女共同参画センター“G-NETしが”ホームページ

☎ 未来創生課 (愛知川庁舎) ☎0749-29-9046

☎=電話番号 FAX=ファックス番号 ✉=電子メール ㊦=申し込み先 ㊦=問い合わせ先

## 暮らしの掲示板

### 児童手当の制度が一部変更になります

#### ① 児童手当現況届の省略について

令和4年の児童手当から受給者の現況を公簿等で確認することで、毎年6月に提出していた児童手当現況届の提出が不要となりました。

※ただし以下の方は、引き続き現況届の提出が必要です。

- ① 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が愛荘町と異なる方
- ② 支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ③ 離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ④ 法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ⑤ その他、愛荘町から提出の案内があった方

#### ② 所得制限限度額・所得上限限度額について

特例給付の支給に係わる所得上限額が設けられます。令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得額により、特例給付の支給がされない場合があります。

詳細は町ホームページを確認ください。

☎ 子ども支援課 (愛知川庁舎)  
☎0749-42-7693